



鹿部郡 茅部村 広報 しかべ

No. 27号

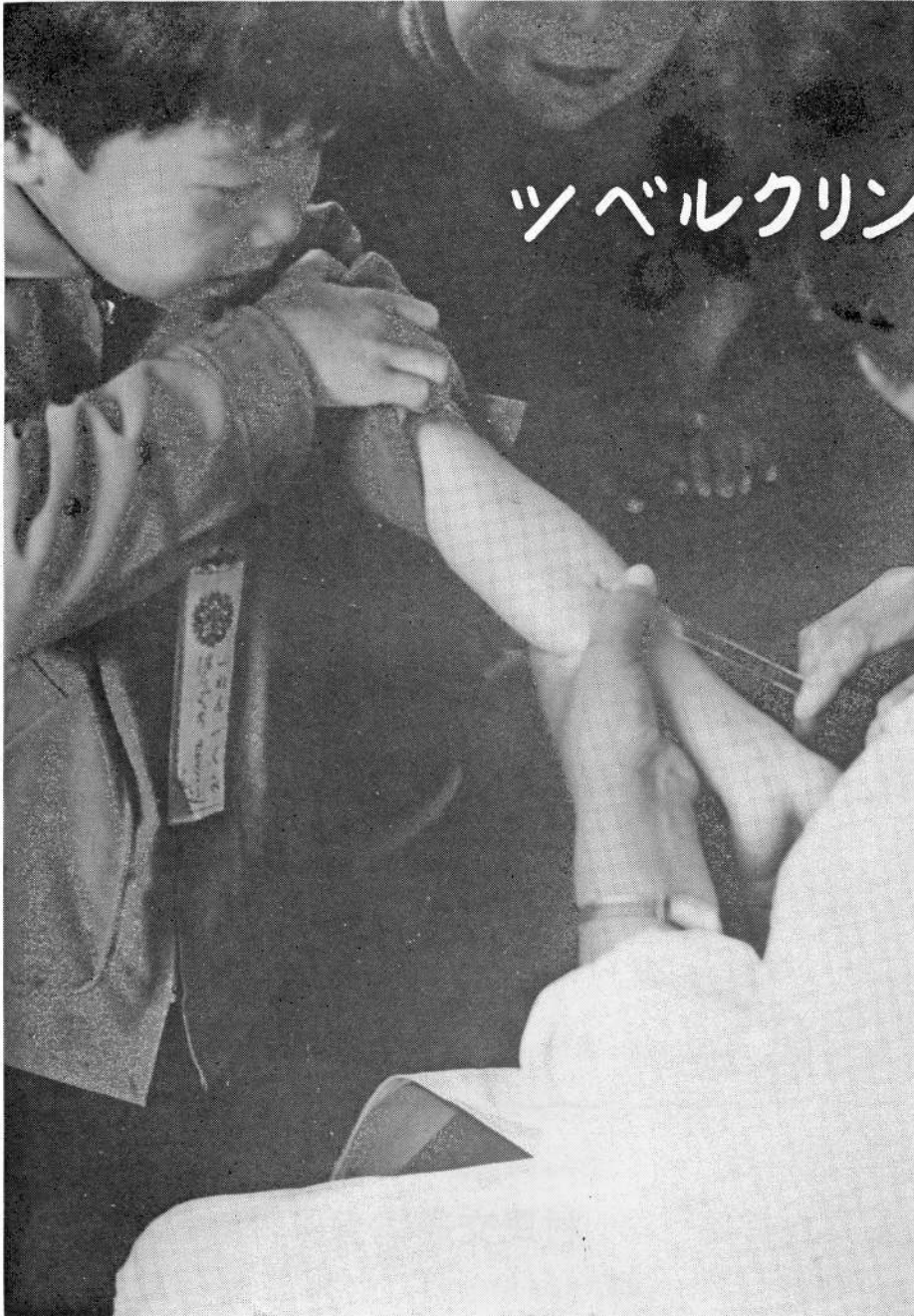
発行 茅部郡 鹿部村

村長 棟方健太郎

編集企画室

44. 6.

印刷 三栄印刷所



ツベルクリン接種

児童「先生、いたくないね、」

先生「きかん坊にはいたく注射してやるよ」

児童「注射なんかいたくねえ、」

先生「ぼく、ちゅうしやだいき。」

先生「えらいぞ、ぼく」

こんなやりとりを聞きながらシヤッターを切りました。

(6月4日、鹿小にてツベルクリン接種を写す。)

----- 主な記事 -----

ツベルクリン接種.....	1
43年度水道事業決算概況.....	2
学校給食センター	
運営委員役員決定.....	2
44年事業所統計調査実施.....	3
交通事故防止.....	3
43年度学校給食決算認定.....	3
ことしの社会教育重点目標.....	4
第1回 村内駅伝マラソン	
大会開催.....	5
第12回 地域対抗野球	
大会開催.....	6
住民基本台帳法改正.....	7
国保だより.....	8

昭和四十三年 度

水道事業決算の概況

四十三年四月一日より水道課を設置し地方公営企業の独立採算制の趣旨に沿った運営及び合理化に努力し、水道事業収益六、八七四、二四〇円に対し水道事業費用六、三二五、一二二円で五四九、一一八円の当年度純利益をあげました。

資本的収入で二、〇〇〇、〇〇〇円支出三、一二七、九八二円で資本的収支の不足額一、一二七、九八二円は当年度分損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額及び引継

現金で補てんしました。

工事内容については開発局施行主要道々と函館臼尻森緑、宮浜地内舗装道新設工事（小学校門、加藤正幸、小学校門、給食センター）村内十ヶ所へ量水器の取付工事及び五月十六日の十勝沖地震により緩速炉過池の応急補修工事を施行しました。

水道課では今後一層経営の合理化と経費の節減を図り利用者へのサービスの向上に一層の努力を傾注したいと考えております。

鹿部村水道事業貸借対照表
(昭和四十三年三月三十一日付) 流動負債138千円

固定資産	28,002千円	自己資本金	5,470千円
流動資産	16,017千円	借上資本金	23,446千円
		剰余金	5,497千円

*** 自衛官募集 ***

募集期間

☆ 2等陸・海・空士 …………… 常 時 受 付

申込願書は村役場にあります。

ゴミ収集日が変更されました

変更しました

村がいま、で、字鹿部、字宮浜地区をテストケースとして実施してまいりましたゴミの収集日（五日・十五日・二十五日）を六月より次のとおり変更されましたのでお知らせいたします。

毎月 七日・十七日・二十七日のように変更されましたので、まちがわれないようにお願いします。

学校給食センター運営委員会役員決まる

鹿部村の学校給食センター運営委員会は六月五日開催され、委員及び役員は次のとおり決定しました。

委員長	佐藤友一	副会長	米内勇雄	監事	大沢喜代治	瓜田健三	委員	斎藤勇	三田村信雄	前田久助	山崎篤也	岩島孝司	中谷孝作	佐藤一次	米本一行	松本初男	植村キヨ	相沢正士	葛西武夫
-----	------	-----	------	----	-------	------	----	-----	-------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

1日1円で交通事故から

あなたを守る………村民交通傷害保険

- ◎保険料は1人1ヶ月分わずか30円であなたを交通事故災害から守ります。
- ◎事故の程度によって、最高50万円までお支払いいたします。
- ◎手続きは簡単です。印鑑と保険料360円（1年分）を持って役場総務課へおいで下さい。
- ◎万一事故がおきたときは被保険者カードと警察発行の事故証明書をもってすぐ役場総務課へおいで下さい。

横断中の交通事故をなくしよう

交通事故は日を増す毎に増加しております。これら交通事故も運転者のみならず、歩行者にも原因のあることは見のがせないことです。

歩行者も運転者も交通ルールに基づき正しい横断の

実践と歩行者の保護

義務を徹底して下さい。

▼今日の運動は

道路を正しく横断する運動です
実施事項

(1)正しい道路横断

◎道路を横断するとき、附近

に横断歩道があるときは、必ず横断歩道を利用しよう。
◎函館などに出たときは附近に横断歩道橋や架設されているところは必ずこれを利用して下さい。

実施期間六月一日～六月三十一日まで

◎横断歩道のない道路では、交差点付近を利用し、左右の安全を確認して横断しよう。

◎横断歩道で道路を横断するときは、車の安全を確認し

てから、手をあげて横断して下さい。
(斜め横断は事故のもとです。)

◎車のすぐ前、すぐ後は横断しないで下さい。

(2)安全運転の励行と歩行者を保護することを徹底して下さい

◎横断歩道では、徐行又は一時停止をして下さい。

◎交差点、横断歩道での追抜き、追越しはやめましょう
◎見通しの悪い交差点、危険な場所を通行するときは徐行をして下さい。

◎幼児、児童が路上へ飛び出すことに注意して運転し、歩行者の早期発見につとめて下さい。

◎横断歩道附近では常に安全な速度で運転し、歩行者の通行の妨げとならないよう横断歩道直前で停止できるようにして下さい。

昭和四十四年

事業所統計調査の実施

総理府統計局では、七月一日から全国いっせいに事業所統計調査を行ないます。

この調査は、国勢調査とならぶ国のもっとも基本的な統計調査で、事務所、工場、営業所、飲食店、旅館、映画館をはじめ、学校、病院、神社、寺院にいたるまで、あらゆる種類の事業所について、経営組織、事業

内容や従業者数などを調べ都道府県、市区町村ごとの事業所数、従業者数の規模やその産業別構成を明らかにするもので、いわば日本の産業の見取図を作る統

計調査です。

この調査から作られる統計は国、道、市町村の行政に欠くことのできない基本的資料となるものです。お忙しいところ恐縮ですが、近日中に調査員がおじやまいたしますので、この調査の重要性をご理解いただき、ご協力くださるようお願いいたします。

▼なおこの調査された統計資料は村税など各種税の課税の資料にするものではありません。そのようなことは統計法によって禁じられております。



歳入

科目	本予算	年度額	調定額	収入済額	未納額
1. 給食費	8,438,000	8,555,325	8,486,285	69,040	
1. 児童	4,914,000	4,959,500	4,913,710	45,790	
2. 生徒	2,970,000	3,036,000	3,012,750	23,250	
3. 職員	54,000	44,625	44,625	—	
4. 園児	500,000	515,200	515,200	—	
2. 雑収入	110,000	190,220	190,220	—	
1. 雑入	110,000	190,220	190,220	—	
計	8,548,000	8,745,545	8,676,505	69,040	

歳出

科目	予算現額	支出済額
1. 需用費	344,339	338,642
1. 需用費	344,339	338,642
2. 主食費	3,988,385	3,955,609
1. 牛乳	1,603,385	1,603,385
2. パン代	2,385,000	2,352,224
3. 副食費	3,423,744	3,423,744
1. 副食費	3,423,744	3,423,744
4. 調味料	591,532	591,532
1. 調味料	591,532	591,532
5. 給菓	200,000	191,791
1. 給菓	200,000	191,791
6. 予備費	0	0
1. 予備費	0	0
計	8,548,000	8,501,318

昭和四十三年 学校給食決算認定される

昭和四十三年度鹿部村学校給食の決算報告がこのほど認定されましたので次のとおり報告いたします。
歳入歳出差引残高一七五、一八七円は翌年度へ繰越したいしました。

住民の生活文化をたかめ

明るい 豊かな 住みよい

郷土社会の実現

ことしの鹿部村重点行政目標の一つであります。「社会教育の充実」について、その基本となる社会教育の方針を次のとおり決めました。

◆ 基本的なかまえ

● 内容……課題となっていて新しい住民づくりのためのよりよい生産人であり、家庭人、社会人である生活者としての力ある住民の育成を推進。
● 方法……社会教育本来の機能をのぞましい人間像の形成に意欲的に取組むことによつて社会の要請にこたえる。

ことしの社会教育重点目標

● 領域……(のぞましい人間像)

(1) 近代的な企業感覚を育て生産や生活を合理的に考えそれを実行する成人

(2) 民主的で明るい家庭をつくり、社会道徳を重んじ、豊かで住みよい社会をつくる成人

(3) 人間疎外を克服し、よりよい人間関係をつくり、社会との連帯による共同実践力をもった人

以上が基本的なかまえとし、社会教育推進の強化とその振展を図

るため専門委員会を設け、活動の展開をはかろうとするものです。

(1) 社会教育推進部会

● 各関係機関との連絡協調
● 長期展望にたった社会教育計画の樹立

● 各部との連絡調整

(2) 郷土づくり部会

● 村づくりの基本形態の確立
● 部落づくりの展開
● 生産活動の推進
● 人づくりの徹底
● 新生活運動の展開
● 資源の開発
● 青少年教育部会
● 青少年教育の充実とその振

● 体育スポーツ、レクリエー

ションの普及

● 体育行事の実施

(7) 文化活動部会

● 美しい環境づくり
● 文化財の保護
● 郷土文化の向上と情操教育の振興

このほか資料の蒐集と広報活動の活発化をはかること。

関係委員の研修の場をつくること

などがあげられております。

これら専門部会においてさらに①青少年教育 ②婦人教育 ③成人教育 ④社会体育 ⑤文化活動についてはさらに細分化した次の行

事をもって推進を図ることにしています。

◆ 青少年教育

● 組織の確立と指導者の養成
● 団体活動の育成(未組織対象者の指導推進にも努力する)
● 研修への援助
● 学習活動の振興(漁業青年教室をとり入れる)
● 働く優良青少年の表彰
(牛乳配達、新聞配達の児童生徒も対象に考える)

● 青少年幹部研修会の開催
(漁業青年部とのタイアップ)

● 奉仕活動を活発にする

● スポーツ活動を振興する

● 漁村後継者の育成

● 少年団体の育成(子供会の育成、モデル地区の設定、スポーツ少年団の結成、少年団リーダーの養成)

● 施設設備の充実(子ども遊園地の増設、プール、簡易運動場の設置、憩いの場の設定)

◆ 婦人教育

● 自主的活動の助成
● 既設婦人会と漁協婦人部との提携調整
● 母と女教師の会活動助成
● 婦人学級の開設(婦人能力の開発)

● 婦人幹部の養成と部落ごとに婦人会結成の指導をする

● 婦人会と青年会の提携を図る

◆ 成人教育

● 家庭教育学級の振興
● 学習活動の内容の充実化(趣味を伸ばす教育、教養を高める教育、生活改善に役立つ教育、職能向上に役立つ教育)
● PTA活動の健全な展開への協力(広場での研修をする。野外、見学など)

● 高令者に対する学習の場の提供(老人クラブ活動への協力、学習開設への援助)

● 家庭づくりの促進を図る
(学校と家庭の連けいを密にしてPTAを中心にその実践を図る)



優勝、本別チームのゴール



2区間から 3区間へタッチ
(宮浜Bチーム)

第一回 村内駅伝マラソン大会 優勝 本別チーム

(タイム 53分43秒)

◆社会体育

- レクリエーション及び社会体育の振興(指導者の養成、スポーツ組織の強化とスポーツ人口の拡充、スポーツ施設の整備拡充(遊び場、水泳スポーツ、スケート、スキー場))
- 体育の奨励
(スポーツの生活化、スポーツ教室の開設、各種スポーツ大会の開催、体育協会の振興)
- 保健栄養改善の指導

◆文化活動

- 体育指導者の養成
- 関係団体の育成(クラブ組織の育成振興、文化活動の組織づくり、文化行事の開催)
- 文化資源の調査発掘
- 郷土史の作成
- 読書運動の展開
- 公民館建設運動の推進
- 必要図書整備
- 文化財保護条例の設定

鹿部村第一回村内駅伝マラソン大会が五月十七日実施されました。これは鹿部村教育委員会、体育協会主催、後援鹿部村交通安全推進委員会により実施されたものです。各村初の行事でもあり、各地区の住民からも選手に対する応援の拍手が送られ、盛大に終了しました。

各選手とも全コース十四キロを熱戦した結果は次のとおりです。

鹿部村第1回駅伝マラソン大会記録 (昭和44年5月17日実施)

		全コース 14km	1区 (函バス前→吉田武雄) 3.8km	2区 (吉田武雄→小西旅館) 3.8km	3区 (小西旅館→大岩) 3.2km	4区 (大岩→坂田呉服店) 3.2km
順位	チーム名	所要時間	区間者名	区間者名	区間者名	区間者名
優勝	本別	53分43秒	松本幸男	中村照己	高橋光幸	松本寿男
2位	大岩A	54〃56〃	盛田孝彦	千葉茂夫	吉田武義	盛田健一
3位	宮浜B	56〃09〃	松本善一	長根山信昭	江崎清隆	福地一郎
4位	函バス	57〃50〃	雲母義雄	横山幹夫	川橋武弘	福地正信
5位	大岩B	59〃21〃	千葉光義	浜本喜志夫	盛田鉄也	推野春美
6位	役場	101〃43〃	川村茂	永沢和夫	小田唯史	坂下正幸
7位	宮浜A	102〃44〃	出雲昭雄	大清水敏樹	伊藤順一	江崎俊三

第12回村長杯争奪

地域対抗野球大会開催



体協及び教育委員会主催による第十二回村長杯争奪地域対抗野球大会は六月一日開催されました。参加チームは鹿部Aチーム、鹿部Bチーム、宮浜Aチーム、宮浜Bチームの四チームで十二回村長杯争奪チームは鹿部A、Bチームが接戦の結果引き分けとなりました。

第1試合

回数	1	2	3	4	5	6	7	計
チーム								
宮浜 B	0	0	0	0	0	0	1	1
鹿部 B	1	0	0	1	0	2	×	4

第2試合

回数	1	2	3	4	5	6	7	計
チーム								
鹿部 A	0	0	4	0	0	0	3	7
宮浜 A	0	3	0	0	0	0	0	3

決勝

回数	1	2	3	4	5	6	7	計
チーム								
鹿部 B	0	0	1	2	0	0	0	3
鹿部 A	1	1	0	0	0	1	0	3

体育協会 このしの事業内容

- ◇ 体育協会懇談会
- ◇ 村内駅伝大会
- ◇ 地域別野球大会
- ◇ 青年陸上大会
- ◇ 渡島スポーツ大会参加
- ◇ 村内ソフトボール大会
- ◇ 小中学生球技大会
- ◇ 第三回村民卓球大会
- ◇ 水泳教室の開催
- ◇ スキー講習会（スキー学校の開催）
- ◇ 親子遠足の実施
- ◇ 村民体育祭の後援

性病予防法と妊娠者の 健康相談所を御利用下さい

村では母子保健法及び性病予防法に基づく妊娠の保健指導の一環として次のとおり定期的に妊娠の健康相談を開設しております。

なお御相談うけたことからは秘密をまもりますので、どうぞお気軽に健康相談においで下さい。

◇ 相談日 毎月第二火曜日
午前十時～十二時

◇ 場所 鹿部村役場会議室

◇ 健康相談

- ◎ 尿たんばく検査 一〇〇円
- ◎ 梅毒血清検査 無料
- ◎ 血液型検査 無料

妊娠したら早期に届出て下さい
届出用紙は役場にあります。
（無料）母子手帳は届出と同時に
交付いたします。なお健康診断を
受けていない方には相談日に個人
通知いたします。

あなたは

住民基本台帳に記録されていますか

住民票がなければ

選挙ができなくなります

7月20日
より

一昨年七月に住民基本台帳法が

公布され、すでにこの法律のもと

で住民登録事務は行なわれており

ますが、今回第六十一回国会にお

いても住民基本台帳法改正によっ

て、公職選挙法の一部を改正する

法律案が提出され、七月二十日よ

り施行されます。その内容の主な

るものは

(1) 選挙人名簿の登録

当該市町村の区域内に住所をも

っている年令満二十年以上の日本

国民で、市町村でその人の住民票

が作成されたその日から(他の市

町村から本村に転入届出をした

日) 引きつづいて三ヶ月以上その

市町村の住民基本台帳に記録され

ている人について、選挙管理委員

会が職権で登録するのです。

つまり従来までの申出制度は廢

止されたのです。

ですから、七月二十日以降は、

住民票に記載がされていなければ

選挙人名簿に登録されないことと

なつたのです。

(2) 登録の時期

今回の改正で選挙人名簿の登録

時期は、従来まで毎年三月、六月

九月、十二月の年四回でしたが、

定時および臨時に行うこととなり

ました。

▼ 定時登録とは

定時登録は毎年九月一日現在

で登録資格を有する者であるか

どうかを九月十日に選挙人名簿

に登録し縦覧いたします。

(縦覧は登録の翌日から五日間

とします。) ただし、特別の事

情があるときはこの定時登録の

日を変更できます。

▼ 臨時登録

選挙があるときにその選挙を

管理する選挙管理委員会が定め

て臨時に選挙人名簿の登録を行

ない、縦覧をいたします。

この場合も、もちろん住民基

本台帳に記載されている人で三

ヶ月以上の居住の条件に合っ

いる人のみです。

ただし、国・道の選挙があつ

て、その後一ヶ月以内に町村の

選挙があるときはこの臨時登録

はいたしません。

▼ 補正登録

選挙管理委員会が定時又は臨

時登録をしたあと、定時又は臨

時に登録するときに住民届をし

てから三ヶ月以上たち、満二十

年以上の条件に合っている人が

名簿に登録されていないことを

知ったときに名簿に登録いたし

ます。

▼ 登録の抹消

次の場合に該当する人は直ちに

選挙人名簿から抹消されます

イ、死亡、日本国籍を失った

人

ロ、他の市町村へ転出した日

後四ヶ月を経過したとき

ハ、登録の際に登録されるべ

き人でなかったことを知っ

たとき

主な改正内容は次のとおりです

が、このほか選挙運動関係などの

一部改正もされる見込みです。

このようにこの法律が施行され

る(七月二十日) 際に、現在その

市町村の選挙人名簿に登録されて

いる人で住民基本台帳に登録され

ていない人は七月二十日であら

に選挙人名簿から抹消されます。

▼ 本村に住所があり、住民基本台

帳に登録されておらず、選挙人

名簿に登録されている人……

(七月二十日で抹消されます)

▼ 本村に住所があり、住民台帳に

記録されており、選挙人名簿に

登録されている人……(九月に

職権登録されます)

▼ 本村に住所がなく、住民台帳に

記録ある人で選挙人名簿に登録

されていない人……(あくまで

本人が住所がなければ該当しな

いので、選挙人名簿に登録され

ません。)

▼ 本村に住所がなく、住民台帳に

記録され、選挙人名簿に登録が

されている人……(選挙人名簿

は表示され、その後四ヶ月たっ

たら抹消します。

▼ 出稼者や病院に入院している

人、学生などは一年以上の長期

にわたって不在している時は七

月二十日で抹消されますので、

長期不在の方は出稼先、病院、

居宿舎などに住民登録をしまし

雨の日の交通事故を防ごう

<車の運転者>

- ブレーキ、ハンドルなど始業時の点検は完全に
- 前車との距離は普段の日より長くをとること

<歩行者>

- 車のすぐ前や後の横断は絶対にしないこと
- すこしぐらい遠まわりでも横断歩道を利用すること



道夫一家 工藤恒美



(国) (保) (だ) (よ) (り)

国保世帯の方

出生、死亡、転入、転出など家族の異動届出のときは、必ず国民健康保険証もいっしょに窓口を持って来て下さい。

新入学児童に黄色い

ランドセルカバリーを贈呈

鹿部村交通安全推進委員会では本年新入学された児童約百名に対して黄色いランドセルカバリーをおくりました。

新入学児童をおもちのお母さんかわい子供を交通事故から守ってあげましょう。

お願いします

- ▼ 鉄道用地、自衛隊演習場内からの軽石採取はやめましょう。
- ▼ 村内回覧など村から配付されるものは読んだらすぐにとりかえ、回覧して下さい。
- ▼ 水の出しっぱなしはやめましょう
- ▼ 道路上に不法に物を放置しないで下さい。(特に車など)
- ▼ 自分の家のまわりはいつもきれいに掃除しておきましょう。

村 税 の 納 期

税 目	月	4	5	6	7	8	9	10
村 道 民 税				1期		2期		3期
固 定 資 産 税		1期			2期		3期	
軽 自 動 車 税	定期							
国 民 健 康 保 険 税				1期	2期	3期	4期	5期

納期内に完納しましょう。

今 月 の 納 期

昭和44年度 村道民税 第1期分 } 6月30日まで
国民健康保険税 第1期分 }